# くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

4月号

No.198

### 気をつけて!悪質商法 あれ??と思ったらすぐ相談を!!

家族や運気の悩みにつけ込む「霊感商法」、しつこく強引に売りつける「訪問販売」、冷静さを失わせる「催眠商法」、もうけ話でだます「利殖商法」など、悪質商法の手口にご注意を!あやしいワナは、不意にあなたのもとへ・・・。だからこそ、事前に手口の例を知って、いざという時に備えましょう。

#### 【事例1】霊感商法

突然夫が亡くなり家族の問題で悩んでいたところ、近所の方に声をかけられた。「献金すれば運勢が上がる」と言われ合計1,000万円以上の寄付をしてしまった。

#### アドバイス

**お金を多く払うことで運が開けたりするわけではありません。** 不安をあおるようなことを言われても断りましょう!



消費者庁イラスト集より

#### 【事例2】訪問販売

「お宅の瓦が傷んでいる」と業者が訪問してきた。点検後「修理しないと雨漏りする」と言われ約40万円の契約をした。キャンセルを求めると怒鳴り口調で断られた。

#### アドバイス

訪問者や用件をよく確認し、事業者を安易に家の中に入れないことが大切。一人で対応せず、必要がなければ断りましょう!



消費者庁イラスト集より

#### 【事例3】催眠商法

近所にできた店で食品等が安く売られており、健康について講習もしてくれるので毎日のように通った。ある日、「身体に良い」「今日しか買えない」と健康食品を勧められた。その場の雰囲気にも流されて約13万円という高額で購入した。

#### アドバイス

安易にそのような場所に行かないこと。行ってしまっても、サクラがいる場合があるので、周囲の雰囲気に



流されないようにしましょう! 消費者庁イラスト集より

#### 【事例4】利殖商法

業者から「今、100万円分の仮想通貨を買えば2~3年後には2倍になる」と言われて、その話を信じてしまい購入することにした。最近、連絡先として教えられた電話番号にかけてもつながらなくなってしまった。

#### アドバイス

「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、**実態や仕組みが十分に理解できなければ契約** 

しないようにしましょう! 消

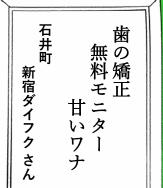
消費者庁イラスト集より【消費者庁】

困ったとき、心配になったときは、 消費者ホットライン

**2188** 

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

# くらサポ川柳。



っめぼしおにぎり さん 徳島市 うそであれ 一日の からがあれ

#### 18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル4

#### 若者に「人を紹介すればもうかる」誘いに要注意!

友人や知人からの誘いで、外貨や暗号資産(仮想通貨)などのもうけ話を持ちかけられ「人を紹介すれば報酬が得られる」などと強調されて、よく理解できないまま契約させられてしまうケースが多くみられます。

【事例】高校の先輩から「もうけ話がある」と誘われ、一緒に事業者の営業担当者とWeb会議をした。 投資で稼ぐような話で、よく理解できなかったが、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるネットワークビジネスで、登録には50万円が必要とのことだった。「お金がない」と言うと「借金してもすぐに返済できる」と言われ、先輩の指示で、消費者金融の無人機に偽の勤務先や年収等を入力して50万円の借金をし、その場で手渡した。その後、投資では稼げず、借金の返済も苦しくなってきた。(学生)

#### トラブル防止のポイント

- 〇「人を紹介すると…」や「誰かを勧誘すると…」など言われたら要注意です。友人や知人からの誘いでも冷静に判断しましょう。
- ○「お金がない」という断り方をすると、事業者に消費者金融での借金やクレジットカードの作成を勧められるケースがあります。その際に勤務先・アルバイト先や収入等について嘘をつくように言われても、絶対に応じないでください。
- 〇一連の取引が特定商取引法の連鎖販売取引に該当する場合は、<mark>クーリング・オフや中途解約をすることができます。</mark>
  【国民生活センター】

最近の消費者問題やくらしに関することをもっと詳しく学びたい!と思ったら・・

# ◆令和5年度徳島県消費者大学校 学生募集中!

消費者大学校では、毎年度、最近の消費者問題やくらしに関する様々な課題について学べる講座を開講しており、現在、令和5年度の学生を募集中です。ぜひ、お申し込み下さい!

#### コース及び募集人数

- (1)対面式コース 60名
- (2)Web式コース 定員なし

#### 日程

令和5年6月3日~7月22日の間の 毎週土曜日(全8回) 午前10時~正午、午後1時~午後3時 場所 とくぎんトモニプラザ 大会議室

(徳島市寺島本町西1-5アミコビル東館9階)

**入学金・授業料** 無料 テキスト代 1,500円

**申込期間** (1)対面式 令和5年4月27日(木)~5月25日(木)

(2)Web式 令和5年4月27日(木)~6月15日(木)

**入学手続** 詳しくは、入学案内をご覧ください。

【問合せ・申込み先】 NPO法人徳島県消費者協会

ゴゼ・甲込み先』 「TEL.088-625-8285 FAX.088-625-8312

### 《コラム》エシカル消費に関する調査

~県消費者法務専門員:中川まな美(弁護士)~

徳島県では、今年の1月、県内の消費者がエシカル消費の概念について、どの程度認知しているかなどについて、インターネットによるアンケート調査を行いました。

「エシカル消費」というのは、これまでもこの欄でご紹介してきましたが、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。例えば、地域の活性化や二酸化炭素の排出量減少のために、地元で生産された農作物を積極的に買うといった消費行動のことです。

今回の調査対象は、県内の16歳から70歳までの一般消費者で、539名から回答を得ました。その結果、全世代の58.8パーセントの方から、エシカル消費の「言葉及び意味を知っている」

「言葉のみ知っている、聞いたことがある」旨の回答がありました。このような回答をする方の割合は、 年々増加しており、県民のみなさんのエシカル消費に対する意識が高まってきていることがわかります。 また、年代別で見ると、このような回答した方の割合が一番高かったのは、16歳から29歳の年代 で、69パーセントでした。逆に、一番低かったのは、60歳から70歳の年代で、51.6パーセントでした。この結果から見ると、若い世代で、エシカル消費についての認知度が高いことがわかります。 これは、学校での消費者教育の普及の影響もあるのかもしれません。けれども、30歳以上の年代も負けてはいられませんね。

なお、アンケートの詳しい結果については、徳島県ホームページをご覧ください。 (https://www.pref.tokushima.lg.ip/file/attachment/831968.pdf)

# ◆消費生活相談員等養成講座 **受講生募集**

消費生活相談員資格、消費生活アドバイザー資格を目指す人のために、養成講座を開催します。対面での 受講(会場型)とオンラインでの在宅受講 (オンデマンド型)を選択できますので、ご自身のライフスタイル に合わせた学習方法で資格取得を目指して一緒に勉強しましょう。

#### 日程 (全14回)

ĺ	5/21	5/28	6/4	6/11	6/18	6/25	7/2	7/9	7/23	7/30	8/6	8/20	9/10	10/29
	(日)													
	10~17時	13~17時												

#### 講師

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会 (NACS)が派遣する講師

#### 対象者

相談業務に従事している(しようとしている)方、 消費者行政に関心のある方

#### 受講要件

徳島県内に在住又は通勤・通学されている方、 徳島県内で働く意思がある方で、資格試験に合格 した場合は、「徳島県消費生活相談員人材バンク」 に登録すること。

#### 受講方法

#### 【会場型】

県鳴門合同庁舎で講義を受講していただきます。 (鳴門市撫養町立岩字七枚128)

#### 【オンライン型】

県鳴門合同庁舎での講義の録画をYouTubeで配信 します。ご自身の端末(パソコン、タブレット等)を 使用し、自宅で受講できます。

#### 募集人員

会場型 40名程度

(オンデマンド型については人数制限なし)

※会場型が応募者多数の場合、受験の意志がある方を優先的に 選定させていただきます。

#### 申込方法

メール、WEB、申込書をFAX、持参のいずれかの 方法で、必要事項を記入または入力の上、5月15 日(月)までにお申し込みください。

#### ●メールで申込み



●WEBで申込み



#### 【問合せ・申込み先】

徳島県消費者情報センター

TEL: 088-623-0612 FAX: 088-623-0174 ※詳しくは、チラシをご覧ください。

# 「2023消費者まつり」を開催します



デジタル社会の進展により、消費者の生活が便利になり、楽しみ方の幅が拡大する一方で、新たな 消費者トラブルも発生しています。それぞれの消費者が様々な情報の正確さを見極め、適切に活用し、 消費生活のデジタル化を快適に進めていくきっかけとなるよう、消費者まつりを開催します。

日時 令和 **5** 年 **5** 月**27**日(土)午前10時30分~午後2時30分

ときわプラザ ときわホール、第5・6会議室

徳島市山城町東浜傍示1-1

第5・6会議室

- ◆ 啓発展示ブース
- ◆ 特産品等販売ブース (第1部終了後開始)

### 内容 第1部(午前10時30分~)

- ·消費者支援功労者表彰
- ・すだちくんへの

「消費者教育推進大使」委嘱式

・消費者宣言 (松茂町消費者協会、 徳島県立城西高等学校)

#### 第2部(午後1時~)

・講演「スマホやネットを、安心・安全に活用するには?」 ~スマホ・ネットを活用して便利に生活しよう~

(公財)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会

ICTファシリテーター

坂下直生 氏

・お楽しみ消費者クイズ(うれしいプレゼントが当たる!)

【問合せ・申込み先】 NPO法人徳島県消費者協会

TEL.088-625-8285 FAX.088-625-8312 ※詳しくは、チラシをご覧ください。

# (くらしのコラム)

たかが服装、されど服装~時と場所~

最近のことはよく分からないが、私が 就職した時(昭和40年)は一度や二度で はなく研修の場で聴いたことがある。新 入社員が社長か部長の家に挨拶に伺った。 庭に作務衣姿の作男がいた。不愛想な態 度で取次をお願いした。通された部屋に 現れたのは先ほどの作男であった。服装 で人を評価してはいけないとの戒めの言 葉である。

また、ある新聞\*を読んでいると服装についての記事が目に留まった。そこには「着る服は相手への敬意を表すことにつながる」とあったのである。応対する人に相応しい服装が好ましいという事である。ラフな服装は時と場所によっては相手を軽く見ていると思われるのである。たかが服装、されど服装。社会人になるのは結構難しいのである。

\* 2023年2月12日の読売新聞

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

### くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎!

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください!

### お問い合わせ先:徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

- ・相談電話 & 088-623-0110・啓発受付 & 088-625-8285
- ・事務担当& 088-623-0612・ファクシミリ 圖 088-623-0174

【電子メール】t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/

